

令和3年安中市教育委員会 5月期定例会 会議録

日時 令和3年5月20日(木) 午前9時30分から午前10時45分まで

場所 安中市役所本庁舎2階 203会議室

出席者

【教育委員】

委員 金井 裕之

委員 中島 卯

委員 湯本 見千子

委員 佐藤 和子

【事務局】

教育長 竹内 徹

教育部長 高橋 信秀

総務課長 戸塚 政明

学校教育課長 磯貝 博昭

生涯学習課長 萩原 陽子

文化財保護課長 井上 昇

スポーツ課長 石田 典久

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、おはようございます。総務課長の戸塚です。

本日は、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

本日午前 8 時 20 分から市長室にて、竹内教育長と中島委員が再任をされたことによる辞令交付が行われましたことを報告いたします。

会議の開催にあたり、教育長より挨拶申し上げます。

○ 竹内教育長

\* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 竹内教育長

それではただいまから、令和 3 年安中市教育委員会 5 月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第 3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、この会議の終了後にご署名をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 竹内教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

\* 委員から意見等が出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第 4「諸般の報告」です。本日は、配布した資料を用いて、この場で報告をさせていただきます。

\* 配布した資料にしたがって、次の行事や会議については補足をして報告を行った後、

- ・ 4月29日(木) スマイルパーク オープニングセレモニー
- ・ 5月6日(木) 安政遠足開催に関する協議
- ・ 5月10日(月) 花いっぱい運動推進協議会 総会
- ・ 5月11日(火) 小中学校への年度始訪問開始
- ・ 5月12日(水) 安中市青少年センター運営協議会
- ・ 5月18日(火) 令和3年第1回安中市議会臨時会
- ・ 5月19日(水) 安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会の延期

ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

#### ◆ 中島委員

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、このたび群馬県内がまん延防止等重点措置の適用対象となりました。これに関連して学校教育の面で何か動きはありますか。

#### ○ 竹内教育長

学校教育に限らず安中市の教育行政全般に関して、教育部長が情報を集約していますので、報告をお願いします。

\* 教育部長が、小中学校の動きや対応、教育部各課が所管している施設の動きや対応について、現状報告を行った。

\* 教育部各課や小中学校は、随時それぞれが詳細を公表、情報発信しているので、ここでの記載は省略した。

#### ◆ 中島委員

中体連の春の大会も中止ですか。

#### ◇ 学校教育課長

一部例外はあるものの、基本的にはすべて中止です。

#### ○ 竹内教育長

他にはよろしいですか。それでは次の日程第5「議事」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「議案第28号、第29号」は、それぞれが市議会提出予定議案に関わることから、現時点ではまだ意思決定過程にあると思われれます。したがって、これらの議事は、非公開とすることが適当であると思われれます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第 22 条の規定に基づき、「議案第 28 号、第 29 号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をしたいと思います、いかがですか。

\* 委員から異議等は出なかった。

○ 竹内教育長

ご異議ないものと認めます。よって、「議案第 28 号、第 29 号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をいたします。

それでは、まずは報告、承認の案件です。

報告第 7 号 安中市学校給食運営委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◇ 総務課長

それでは説明いたします。

\* 「報告第 7 号」を読み上げた後、

安中市学校給食運営委員会条例第 1 条では、安中市教育委員会の附属機関として安中市学校給食運営委員会を置くこと、同条例第 3 条では、運営委員会は委員 12 人以内で組織すること、同条例第 4 条では、委員の任期は 1 年とし、再任されることを妨げないことが規定されています。

資料次ページをご覧ください。11 人の委員で今年度の委員会を組織するわけですが、このうち 7 人が新規に委嘱をした方です。

\* 資料に沿って、「氏名」、「所属」、「選出区分」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第 7 号 安中市学校給食運営委員会委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、報告第7号 安中市学校給食運営委員会委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第7号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第8号 令和3年度学校評議員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

学校教育課長の磯貝です。それでは説明いたします。

\* 「報告第8号」を読み上げた後、

学校評議員の任期は1年とし、2年を超えることができません。学校ごとに5名の学校評議員を委嘱しています。学校評議員は、校長の求めに応じて、教育活動の計画・実施、学校と地域社会の連携の進め方等、学校運営に関して意見を述べ、助言を行うことを役割としています。校長は年2回以上、学校評議員による意見交換会を開催することとなっています。

資料次ページをご覧ください。原市小学校と秋間小学校は、学校評議員に替わって今年度に学校運営協議会を立ち上げていく予定ですので、この2校を除いた小中15校の学校評議員をここにお示ししたとおり委嘱いたしました。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第8号 令和3年度学校評議員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 佐藤委員

学校評議員にはそれぞれの小中学校で保護者代表の立場の方が加わっていますが、磯部小学校には保護者代表がいなくて、磯部地区の安全安心ネットワークの役員が加わっていて特徴的です。これは何か理由があるのですか。

◇ 学校教育課長

学校評議員を委嘱する方の役職や経歴等に関しては、設置要綱上に規定はありません。磯部小学校と磯部地区の安全安心ネットワークという組織はこれまでも密接に連携をしています。

○ 竹内教育長

学校教育課長からの説明の中で、原市小学校と秋間小学校は、学校評議員に代わって今年度に学校運営協議会を立ち上げていく予定であるという説明がありました。学校運営協議会というのは、今後学校現場にとって非常に重要になってくる内容であり、具体的に取り組みを進めていくことでもあります。学校評議員とも関連のあることから、ここで学校運営協議会という制度の概要について説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

それでは、本日お配りした資料を使って説明をいたします。そちらをご用意いたします。

学校運営協議会を設置している学校をコミュニティスクールと呼び、学校と地域が目標やビジョンを共有することを目的としています。昨今、子どもたちや学校が抱える課題は複雑化し、学校と地域の連携、協働、社会総掛かりでの教育を実践していかなければ、課題解決につながっていかないという背景があります。平成 29 年には地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、法改正後 5 年を目途に学校運営協議会を設置することが「努力義務」化されました。

学校運営協議会の役割は、大きく 3 つあります。1 つ目は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することです。2 つ目は、学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができるということです。3 つ目は、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができるということです。

地域学校協働活動という考え方があります。これは、学校運営協議会において学校と地域が共有した目標やビジョンを具現化していくことでもあります。地域学校協働活動と学校運営協議会の一体的な推進を図っていくためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの存在が重要であり、地域学校協働活動推進員と呼ばれるキーパーソンが必要となってまいります。

雑駁ではありますが、説明は以上です。

○ 竹内教育長

議案とも関連があり、学校運営協議会の説明をさせていただきました。今後、この定例会でもご協議をお願いすることがあると思います。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

◆ 金井委員

平成 29 年の法改正後 5 年を目途に学校運営協議会を設置することが「努力義務」化され、令和 4 年度から設置をしていく時期を迎え、それに先駆けて、今年度に原市小学校と秋間小学校ではこの協議会を設置していくというお話でした。令和 4 年度からは、今回の 2 校以外の小中学校にも学校運営協議会を設置していくということですか。

◇ 学校教育課長

制度上は、令和 4 年度からすべての小中学校で学校評議員に替わって学校運営協議会を設置していくことになるわけですが、これには課題もあります。課題の 1 つ目には、小中学校の適正規模、配置に関する審議の状況、具体的な学校統合のことがあると思います。令和 4 年 4 月 1 日付けで具体的に統合のある学校では、令和 4 年度から学校運営協議会を設置していくことは難しいと感じています。課題の 2 つ目として、学校運営協議会制度では、これまで以上に学校と地域社会とが密接に関わってまいりますから、第一中学校と第二中学校では、校区とする地域の大きさや広さがあると思います。全部の小中学校で学校運営協議会を設置していくことができるよう、引き続き努力してまいりたいと思います。

○ 竹内教育長

学校運営協議会の設置に関して、わかる範囲でかまいませんが、県内他市町村の取組状況を報告してもらえますか。

◇ 学校教育課長

藤岡市、前橋市、下仁田町では学校運営協議会設置の取組が具体的に進んでいると聞いています。

◆ 中島委員

学校運営協議会を設置して地域学校協働活動というものを実践していくにあたり、令和 4 年度からという时期的なことも気になるとは思いますが、学校と地域をつなぐコーディネーターというキーポイントの人選を始め、取組を進めていく上ではいろいろなハードルもあると思いますし、急ぎ過ぎることなく、慌てずに丁寧な準備をお願いしたいと思います。

○ 竹内教育長

原市小学校、秋間小学校は先行して今年度に学校運営協議会を試行的に設置することです。そこでの成果や課題等を把握して、コロナ禍にある現状も考慮しながら丁寧に他の学校にも広げてまいりたいと思っています。

貴重なご意見等をありがとうございました。それではここで学校運営協議会の件は一区切りとさせていただきます、本題に戻りたいと思います。

報告第8号 令和3年度学校評議員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第8号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第9号 安中市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◇ スポーツ課長

スポーツ課長の石田です。報告第9号について、議案の朗読は省略をし、内容を説明いたします。

スポーツ基本法第31条では、地方スポーツ推進計画、その他のスポーツ推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くことができると定められています。これにより、本市では安中市スポーツ推進審議会条例を制定し、所掌事務、組織、委員定数、任期等を定めています。

今回の報告は、委員を選出していただいている3つの団体からこのたび委員を変更するという連絡を受けたため、後任者の委嘱を行ったものです。加えて、安中市総合戦略における男女共同参画推進項目に沿って2名の女性委員を新たに追加で委嘱したものです。委嘱年月日は令和3年4月1日で、任期は令和4年3月31日までです。

\* 議案書中「3.委嘱した者」の「氏名」、「所属等」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第9号 安中市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 金井委員

スポーツ推進審議会、スポーツ協会という組織があり、スポーツ推進委員という方々がいらっしゃいます。それぞれの位置付けや役割等を説明してもらえますか。



◇ スポーツ課長

スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法に基づいて設置されていて、安中市のスポーツ推進に関する根幹となる組織です。スポーツの推進に関する重要事項について調査審議等を行っていただいています。スポーツ協会は、スポーツ競技ごとの団体の集合組織です。スポーツ推進委員は、以前には体育指導委員と呼ばれていました。スポーツの普及や実技指導等を実際に行っていただいている方々です。

○ 竹内教育長

他には無いようですので、報告第9号 安中市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第9号は、報告のとおり承認されました。

続いて、議案に移ります。先ほど決定したとおり、これからの議事は非公開とします。

**非公開議事**

= 議案第28号 令和3年第2回安中市議会定例会提出予定議案（条例の一部改正案）の作成に対する意見について =

= 議案第29号 令和3年第2回安中市議会定例会提出予定議案（令和3年度補正予算案）の作成に対する意見について =

○ 竹内教育長

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第6「その他」です。事務局からお願いします。

\* 教育部長が、令和3年第1回安中市議会臨時会での教育委員会に関する内容について、説明を行った。

\* スポーツ課長が、第47回安政遠足の中止について、説明を行った。

○ 竹内教育長

それでは以上で、令和3年安中市教育委員会 5月期定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

\* 総務課長が、次回会議の周知を行った。

《令和3年6月期定例会》

- ・ 日時 6月28日(月) 午後2時から
- ・ 場所 安中市学習の森生涯学習施設つどいの間

◇ 総務課長

以上で散会といたします。